1	登録番号　第20792号
2	登録年月日　平成23年5月24日
3	農林水産植物の種類 Cucumis melo L.
4	登録品種の名称　エルシー724
5	品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 有限会社秋澤育種研究場 北海道恵庭市西島松418番地の3

1	登録番号　第20798号
2	登録年月日　平成23年5月24日
3	農林水産植物の種類 Cymbidium Sw.
4	登録品種の名称　ポップアート　ダイヤモンドリング
5	品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 有限会社バイオ・ユー 香川県善通寺市櫛梨町594番地

○経済産業省告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	外国製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
二八CN一三	平成二十六年十二月二十二日	血圧計第一類	欧姆龍（大連）有限公司	欧姆龍（大連）有限公司第二工場 中華人民共和国遼寧省大連経済技術開発区東北二街二十八号

○経済産業省・環境省告示第一号

フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令（平成二十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第二号）様式第一の備考3、様式第一の別紙の備考5及び様式第二の備考5の規定に基づき、特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を次のように定める。

平成二十七年一月八日

経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

1　特定漏えい者コードの欄には、特定漏えい者データベース（特定漏えい者に付された番号の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の使用により得られる特定漏えい者に付された番号を記載するものとする。

2　都道府県コードの欄には、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第四条第二項第六号に規定する特定事業所の所在地の属する都道府県に対応した次の表のコード欄に掲げる番号を記載するものとする。

都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード
北海道	01	東京都	13	滋賀県	25	香川県	37
青森県	02	神奈川県	14	京都府	26	愛媛県	38
岩手県	03	新潟県	15	大阪府	27	高知県	39

宮城県	04	秋田県	05	山形県	06	福島県	07
茨城県	08	栃木県	09	群馬県	10	埼玉県	11
千葉県	12						

富山県	16	石川県	17	福井県	18	山梨県	19
長野県	20	岐阜県	21	静岡県	22	愛知県	23
三重県	24						

兵庫県	28	奈良県	29	和歌山県	30	鳥取県	31
島根県	32	岡山県	33	広島県	34	山口県	35
徳島県	36						

福岡県	40	佐賀県	41	長崎県	42	熊本県	43
大分県	44	宮崎県	45	鹿児島県	46	沖縄県	47

3　事業コードの欄には、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載するものとする。

○経済産業省・環境省告示第二号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号）第三条及び第六条第二項の規定に基づき、ファイルへの記録の方法を次のように定める。

平成二十七年一月八日

経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第三条及び第六条第二項のファイルへの記録の方法は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により環境大臣及び経済産業大臣に通知された事項及び法第二十三条第二項の規定により環境大臣及び経済産業大臣に通知された情報を、日本工業規格X〇二〇一で規定されたラテン文字用図形文字集合及び日本工業規格X〇二〇八で規定された二バイト図形文字集合の範囲内の文字等により記録する方法によるものとし、この範囲外の文字等については、範囲内の類似の文字等又はその表音を片仮名に置き換えて記録するものとする。

○国土交通省告示第十五号

乙部ヘリポートの供用の廃止について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　乙部町　北海道爾志郡乙部町字緑町三八八番地
二　空港の名称及び位置　乙部ヘリポート　北海道爾志郡乙部町
三　供用廃止の予定期日　平成二十七年二月五日

○国土交通省告示第十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月八日

国土交通大臣　太田　昭宏